

# 第3部 生活環境の現況と対策

## 第1章 大気

### 第1節 大気の現況

#### 1 大気汚染常時監視

環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）が定められている物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）及び一酸化炭素の6項目については、24時間、通年の常時監視を行うとともに、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、毎月1回の常時監視（モニタリング調査）を行いました。

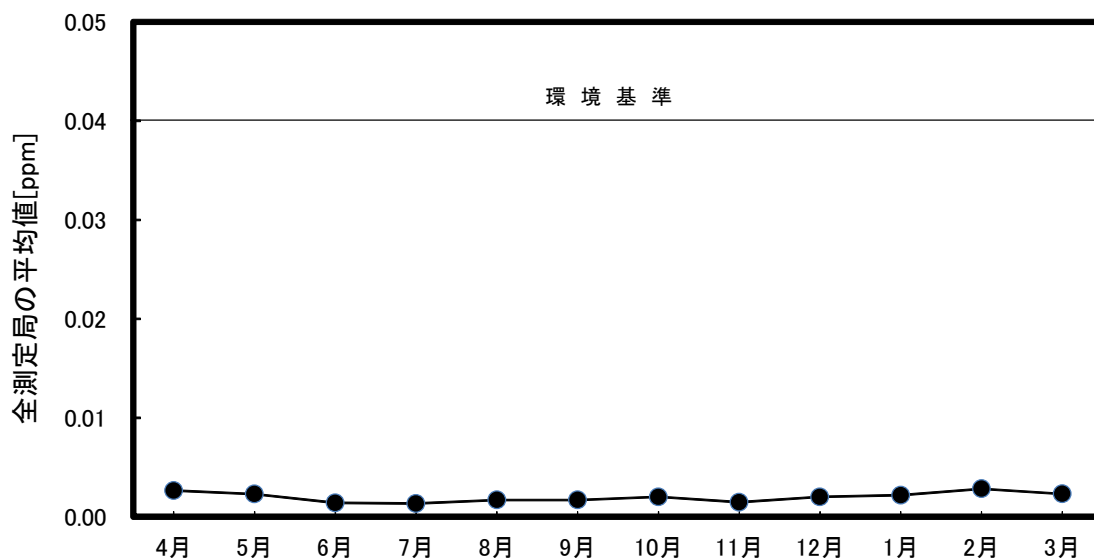
また、監視測定体制の整備としては、環境基準達成状況の把握や緊急時の措置のため、県では宮崎市等と協力し、一般環境大気測定局16局、自動車排出ガス測定局5局及び発生源監視局4局を設置しています。これらの測定結果については、テレメータシステムにより常時監視を行うとともに、大気環境測定車「さわやか号」による移動監視も実施しています。

#### 2 環境基準の達成状況

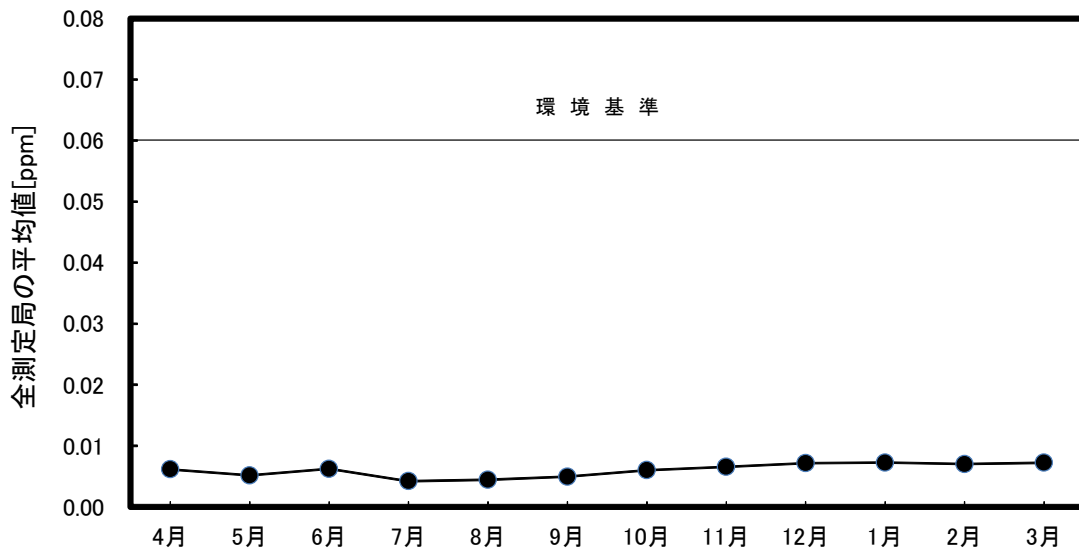
- (1) 二酸化硫黄（15局で測定）は、2測定局で環境基準を未達成でした。
- (2) 光化学オキシダント（13局で測定）は、全測定局で環境基準を未達成でした。
- (3) 浮遊粒子状物質（14局で測定）は、2測定局で環境基準を未達成でした。
- (4) 微小粒子状物質（10局で測定）は、1測定局で環境基準を未達成でした。
- (5) 二酸化窒素（14局で測定）及び一酸化炭素（1局で測定）は、全測定局で環境基準を達成しました。
- (6) ベンゼン（4地点で測定）、トリクロロエチレン（3地点で測定）、テトラクロロエチレン（3地点で測定）及びジクロロメタン（3地点で測定）は、全測定地点で環境基準を達成しました。

#### 3 大気汚染物質別月間平均値の推移（常時監視の結果）

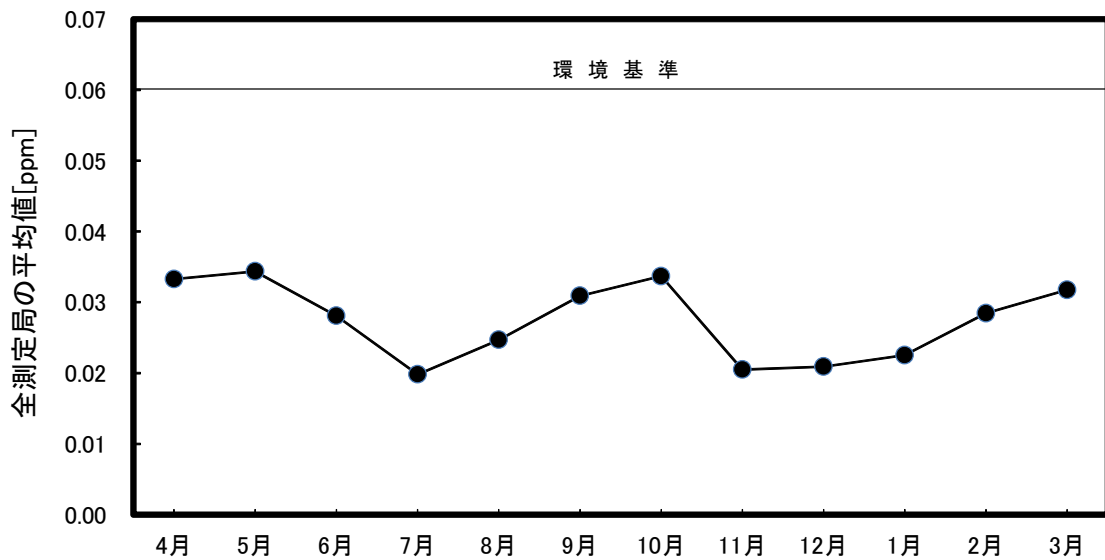
##### (1) 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）



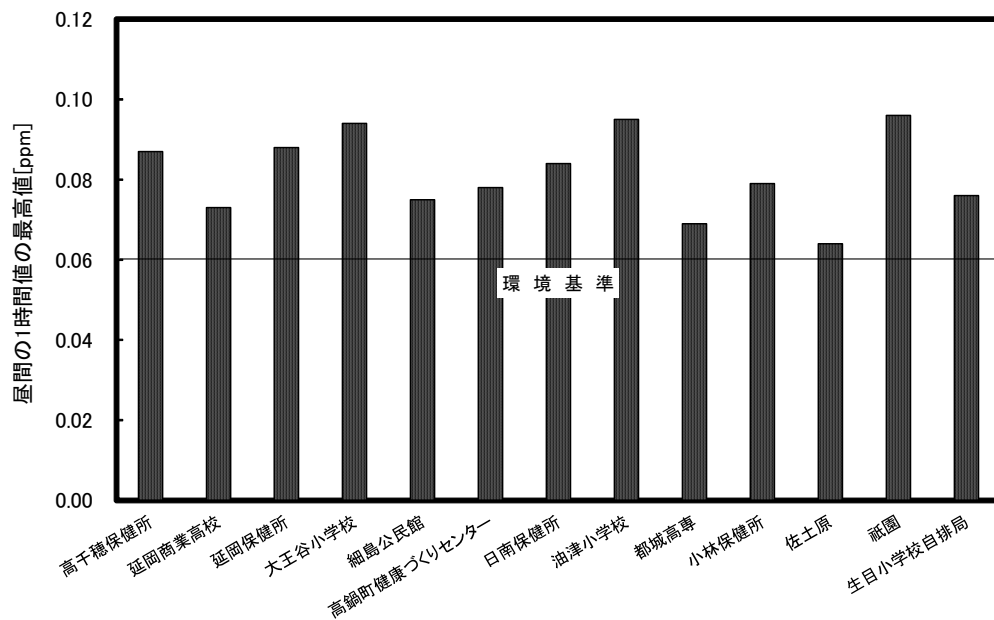
(2) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)



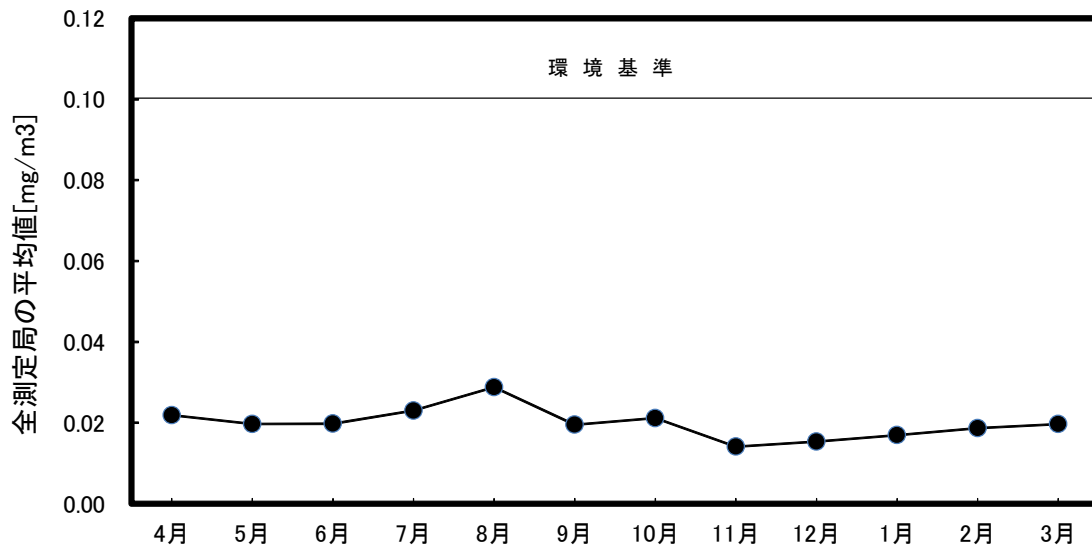
(3) 光化学オキシダント (Ox)



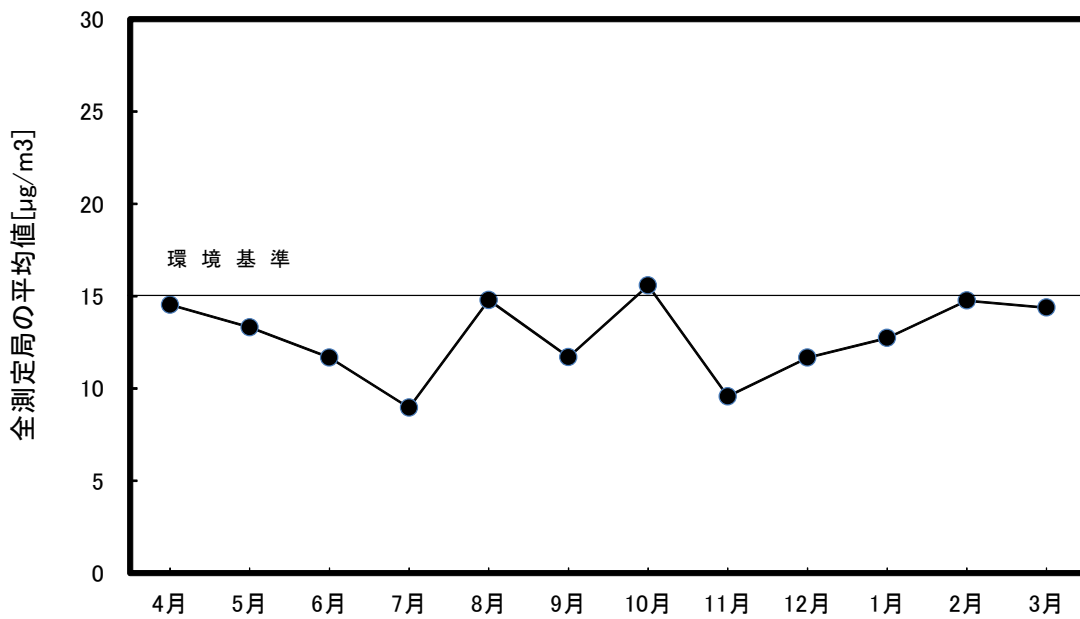
※各測定局における光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値



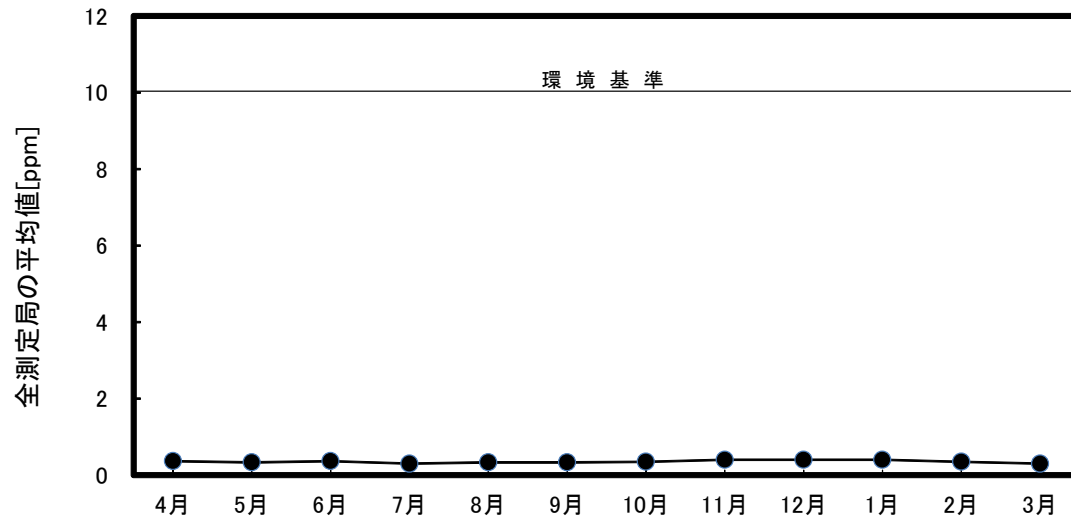
(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)



(5) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)



(6) 一酸化炭素 (CO)



## 4 酸性雨

県では、平成3年度から衛生環境研究所（宮崎市）で、また環境省の委託事業として平成12年度からえびの国設測定所（えびの市）で酸性雨の定点観測をしています。

観測結果は「九州・沖縄・山口地方酸性雨共同調査研究」として取りまとめ、衛生環境研究所年報で毎年報告するほか、ホームページでも公表しています。平成27年度の結果は、平成26年度の全国の平均値と同じレベルでした。

## 第2節 大気汚染の防止対策

### 1 法律及び条例による規制

#### (1) ばい煙発生施設等の規制

大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、ボイラ一等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設及び塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設を設置、変更又は廃止する者は、知事又は宮崎市長に届出義務があります。

平成27年度末現在の県内の大気汚染防止法に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が16種類の1,773施設（777工場・事業場）で、そのうちボイラーが1,156施設を占めています。

一般粉じん発生施設は、4種類の675施設（117工場・事業場）で、そのうちコンベアが360施設を占めています。

揮発性有機化合物排出施設は、4種類の12施設（6工場・事業場）となっています。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が1種類（乾燥炉）の7施設（7工場・事業場）、一般粉じん発生施設が3種類の867施設（121工場・事業場）です。

また、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業を行う者は、大気汚染防止法に基づき、知事又は宮崎市長に届出義務があり、平成27年度には、県内で81件の届出がありました。

#### (2) 燃焼不適物の屋外燃焼行為の規制

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、燃焼に伴い著しくばい煙又は悪臭を発生する物質（ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、合成繊維、被覆線）の屋外燃焼行為が原則として禁止され、違反して勧告及び命令に従わない場合は、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されます。

ただし、適正な燃焼設備を用いて適切な方法により燃焼させる場合や地域における信仰、年中行事等に関する慣習として少量燃焼させる場合、風水害、震災その他の非常災害に際し、やむを得ず燃焼させる場合については、条例の適用が除外されます。

### 2 発生源対策

大気汚染防止法等により規制を受けるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の現況を把握するため、随時立入検査を実施し、届出内容、使用及び管理状況の確認等を行っています。平成27年度は、延べ1,839施設（328工場・事業場）について立入検査を実施し、設置・変更届出書の提出等について22件の指導を行いました。

また、ばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設の排出基準の適合状況を確認するため、延べ27件のばい煙排出量等の測定を実施しました。その結果、測定を実施した全ての施設において、排出基準は遵守されていました。

なお、旭化成㈱の第1、第2及び第3火力発電所と王子製紙㈱日南工場については、二酸化硫黄や窒素酸化物などの発生源データをテレメータシステムにより中央監視局に伝送し、常時監視を行っています。